

中川中学校部活動規約

横浜市立中川中学校
部活動顧問会

1 位置づけ

- (1) 部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動であり、「活動したい生徒」「活動できる場所と時間」「指導する顧問」の要件が満たされることにより成立する。
- (2) 部活動は教育課程外ではあるが、学校教育活動の一環として捉えられ、教育課程と関連付ける。(横浜市教育委員会「横浜の部活動」より)

2 目的

- (1) 教職員と生徒及び生徒相互の人間的な触れ合いを基盤に、集団生活を通して健全な社会生活を営む資質を養う。
- (2) 参加生徒の個々の特質を生かし、技能・能力の伸長を目指しつつ、豊かで充実した学校生活の実現を目指す。

3 内容

- (1) 自主的に参加し、個々の能力・技能を追求する活動。
- (2) 学年・学級を離れた、より幅広い集団生活を体験する活動。
- (3) 予算、活動計画立案等に関する話し合い活動。

4 活動細則

- (1) 部活動の運営にあたり次の組織を置き、仕事内容とする。

○部活動顧問会

学校長および全顧問（全教員）をもって構成。

*顧問

- ・各部の指導・監督・指導計画・部員の健康管理・活動の有無・部長との連絡・入退部届けの管理・部員名簿の作成・活動指示
- ・部活動保護者会開催【年1回以上】
(活動に対する理解を深め、問題点・部費などについて話し合う)
- ・対外試合時の引率・事務処理など

○部活動推進委員会（部活動推進委員長と各部顧問代表）

- ・実際活動の点検、部室・活動場所・時間の調整
- ・問題提起と解決

*部活動推進委員長

- ・全体運営計画立案・活動状況の把握・顧問会の運営
- ・部長会指導

5 設立条件及び廃部

- (1) 部活動の目的・内容に沿った活動を行い、教職員（顧問）が指導可能なものとする。複数顧問を置く(兼任含む)。
- (2) 部活動を新設する場合は、指導できる教職員（顧問）の意思表示があり、生徒は最低5名以上いる場合とする。部活動推進委員会に届け出、部活動顧問会の承認を受け、学校長が許可する。
ただし、設立にあたっては、同好会から始める。活動状況や活動期間、人数や継続の見通し等をもとに、顧問会の承認を受け、学校長が許可する。

(3) 部活動の部員募集停止及び廃部は、生徒の状況や顧問の事情、学校の状況（教職員の構成や人数、顧問の異動による不在など）を総合的に考慮し、部活動推進委員会がとりまとめ、部活動顧問会、職員会議で協議を行い、学校長が決定する。

ただし、新規部員の募集は行わないが、部活動推進委員会が運営することで所属している部員が卒業するまで、活動は継続する。

(4) 部活動の新設及び廃部に関する事務処理は、部活動推進委員会が行う。

6 活動形態

(1) 活動は教育活動の一環であるが、入部については希望参加である。

随時入部はできるが、新入生は4月の一定期間を仮入部期間とし、4月の部活動保護者説明会以降、入部届を提出する。

(2) 入・退部届は、学級担任の確認を受け、顧問に提出する。

また、継続届は年度当初に顧問から受け取り、学級担任の確認を受け、顧問に提出する。

(3) 活動日（土日・祝祭日を含む）は、各部の計画による。

週あたり、2日以上部活動休養日を設定する。平日は少なくとも1日、週末は1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

(4) 部活動の構成における男女混成の可否は、部活動による。

(5) 中体連（中学校体育連盟）や中文連（中学校文化連盟）に加盟し、その主催する大会及びその他の大会等に、学校を代表し参加できる（文化部のコンクール、発表会も同様）。

(6) 部の活動は、原則として顧問の直接指導とするが、顧問が在籍していれば、その指示により活動できる。

(7) 顧問は本校教員があたるが、部活動外部指導者については、学校長が適当と認め、部活動推進委員会で承認する。

(8) 部活動運営全体に係ることは、部活動推進委員会が事務局となり担当する。

7 活動時間

◆放課後練習

月	活動終了時間	完全下校
4月～8月	17:45	18:00
9月	17:30	17:45
3月	17:15	17:30
10月・2月	17:00	17:15
11月・1月	16:45	17:00
12月	16:30	16:45

※ただし、公式戦の前後や試験期間では、例外もある。

◆朝練習

7時以降に登校し練習開始。8時10分までに終了。

◆活動禁止→全職員出張日、職員会議日、定期テストの5日前から最終日まで（ただし、公式戦・コンクール等を1週間以内に控えている場合は、保護者の了解を得、校長の許可を受けて全職員に連絡の上で活動可能とする。ただし、目的はケガ防止等のための活動であるため1時間程度とする）

◆停止処分→登下校時の買い食い・完全下校を守れなかった場合・暴力行為・非行行為・その他活動参加への心得・活動規約違反があった場合、必要に応じて部活動推進委員会で審議する。

◆事故の処理及び補償

- 手当・処置 事故発生→すみやかに保健室で応急対応。状況により近隣の病院へ運ぶ。
- 家庭への状況報告・連絡をとる。
- 事故報告書を作成し、校長・副校長・養護教諭・担任に連絡をする。
- 部活動中の事故については、日本スポーツ振興センターにて対応する。

8 活動予算

- (1) 部の活動費は、各部による徴収とする。
- (2) 大会参加費は、原則部費より支出する。
- (3) 部活動により、部費とは別途、交通費等が自己負担となることもある。
- (4) 部費の管理は、保護者会が行う。

9 その他

- (1) 部活動の活動にあたっては、学校で定められた生活のきまりに従う。
 - 規約・顧問会決定事項・確認事項の遵守徹底。
 - 生徒会・委員会・学級会等とのトラブルが起こらないよう十分な配慮が必要。
 - 施設・設備の扱い方と管理を指導徹底する。
 - 各部で貴重品の管理を十分に行わなければならない。
 - 指定の活動場所・更衣室以外は出入り禁止。
 - 長期休業中は、活動計画を推進委員長に提出し、場所等の調整と点検を受けなければならない。
- (2) 複数部活動所属は認めない。
- (3) 本校に設置していない部活動の大会への参加（引率のみの競技）
本校の他の部活動に所属していないことを前提とし、4月当初に保護者から要望があった場合、参加の可否は校長との面談の上決定する。

平成25年4月施行

平成31年4月改訂

令和2年3月改定